



特別会合報告書

2000年11月16-18日
オーストラリア、キャンベラ

特別会合報告書
キャンベラ
2000年11月16-18日

1. オーストラリア、日本及びニュージーランド政府の代表は、キャンベラにおいて、2000年11月16日から18日まで、ミナママグロ保存委員会の特別会合を開催した。

議題1：開会

2. 議長のドン・バンフィールド氏は、会議を開会し、オーストラリア、日本及びニュージーランドの代表団、及び韓国、南アフリカ、フィリピン及び台湾からのオブザーバーを歓迎した。加えて、議長は、韓国及び台湾の首都ベースの代表が会議に参加していることに対して感謝の意を表明し、更に、彼らの委員会への加盟及び協力が進展することを希望した。

1.1 議題の採択

3. 別紙Aの議題が採択された。
4. 参加者リストは別紙Bの通りである。

1.2 開会の辞

5. オーストラリア、日本及びニュージーランドによる開会の辞は、別紙C、別紙D及び別紙Eである。

議題2：非加盟国の状況

6. 議長は、ミナママグロの効果的な管理のために、全てのミナママグロを漁獲する国及び地域が、委員会に加盟し、またその管理措置に従うべきであることに言及した。会合に参加していた非加盟国の代表は、議長のコメントに応答した。

2.1 韓国

7. 韓国のステートメントは、別紙Fである。

2.2 台湾

8. 台湾は、委員会の作業に参加することは、台湾にとって重要な問題であると述べた。この会合への台湾の参加は、委員会の目的を支持する意思表示である。台湾は、委員会の加盟国と平等な立場で作業することを期待していると述べた。

2.3 他の国

9. 南アフリカは、CCSBTへの加盟を検討していることを通知した。

10. フィリピンは、CCSBT との協力的手段を模索しているその関心を述べた。

2.4 次の段階

11. 議長は、非加盟国との間で、一連の2カ国間協議が開催されたことを報告した。彼は、韓国ができる限り早急に条約に加盟する正式なプロセスを開始する意向であると言う、韓国からの報告を歓迎した。議長は、韓国が、できる限り早急に、公式に、委員会にその意向を通知することを確認した。この通知の受領によって、委員会は、加盟の公式な協定書の付託を保留して、韓国を委員会の作業により緊密にする。加盟国は、韓国によるミナマグロ条約に加盟するその意向の声明を歓迎した。
12. また、オーストラリア及びニュージーランドは、この交渉を終結させた労に対して、日本代表団の小松氏に感謝の意を表明した。
13. 議長は、委員会が、台湾の委員会への早期の参加を確実なものにするためのメカニズムを設定する提案を、台湾に対して行ったことを報告した。提案は、委員会加盟国による最大限の努力の結果であったことを示しており、台湾の関心事項を考慮し、また、既存加盟国と同じ立場での参加を提供するものであった。委員会は、将来的な閉会期間中での台湾との協議の基礎とするため、この提案に関して、台湾からの早急な公式の回答を求めている。
14. 議長は、南アフリカが CCSBT に関心を寄せていることを歓迎し、更に、CCSBT への加盟への意向、また、国内及び排他的経済水域内でのミナマグロの漁業活動に関して入手している情報に関する通知を求める書簡が、直に南アフリカに送られることを報告した。
15. 議長は、委員会への加盟、及び適切なレベルの割当量を提案する書簡を、インドネシアに送付することも報告した。
16. フィリピンの CCSBT 会合への参加への関心に対する対応として、委員会は、フィリピンと連絡を取り、そのミナマグロ漁業活動や関連データに関する情報を求める。
17. 議長は、最近の会合で承認された行動計画の下で、委員会は、CCSBT の保存及び管理措置の効果を減少させる漁業活動を行う非加盟国の活動をレビューし、行動計画の下で更なる行動を取るべきか否かを検討することに言及した。

議題3：事務局の作業計画

3.1 会合スケジュール

18. 委員会は、別紙 G に記載された会合スケジュール及び作業計画に合意した。

3.2 データ管理の取り決め

データ管理及び統計

19. 加盟国は、秘密性の条件と一貫した透明性ある実施の観点から、各自の管理及び監視体制に関する情報を配分する意思を確認した。これらの過程は、適切で実動的なデータベースを構築することに貢献し、また、委員会の目的及び目標を達成することを支援することに役に立つ。
20. 加盟国は、2001年4月に予定されている第7回CCSBT委員会会合は、加盟国間、及び非加盟国とのデータ及び情報交換での改善点を討議する。これらの討議では、CCSBT 6（2）報告書4.2.1項、またこの委員会の特別会合で、オーストラリアによって提出された、ミナママグロ保存委員会貿易情報スキーム/統計証明書計画と題された文書、文書番号CCSBT/0011/16（別紙H）が利用される。

3.3 付託事項

21. 委員会は、CCSBT/0011/21、CCSBT事務局のデータベース及びデータベース管理者の付託事項を採択した（別紙I）。

議題4：財政運営委員会からの報告

4.1 2000年予算の改訂

4.2 2001年予算案

22. 委員会は、2000年予算を採択し、また、2001年予算案（別紙J）に合意した。しかしながら、加盟国は、2001年の分担金に関して、最終的な承認は、それぞれの政府との相談が必要であることに言及した。加盟国は、生態系関連種作業部会のための予算が含まれている2001年予算の詳細については、CCSBT 7でレビューすることを確認した。財政及び運営委員会の議長は、仮に、新たなメンバーが加盟すれば、2001年予算の更なる改訂が求められるかもしれないことを報告した。この場合、加盟国間の分担金配分の見直しも必要になるかもしれない。また、議長は、加盟国が、直接、事務局に予算に関する質問を行うべきであることを提案した。

議題5：科学的計画

5.1 管理戦略ワークショップ報告(東京)

23. 委員会は、2000年5月、東京で開催された管理戦略ワークショップの報告書、文書CCSBT/0011/18を採択した。

5.2 資源評価プロセス報告(東京)

24. 委員会は、2000年5月、東京で開催された資源評価プロセスワークショップの報告書、文書CCSBT/0011/24を採択した。

5.3 資源評価ワークショップ報告 (2000年11月12-15日)

5.4 科学調査計画報告書 (2000年11月12-15日)

25. これら2つの会合は、統合され、一つの報告書が作成された。
26. 委員会は、CCSBTのSRPの開発及び資源評価における進捗状況を概観するための科学会合の報告書(文書CCSBT/0011/11 関連)を採択した。
27. CCSBTのSRPの開発及び資源評価における進捗状況を概観するための科学会合での生産的な討議に引き続いて、諮問パネルメンバーのアナ・パルマ博士は、CCSBT科学調査計画に関する諮問パネルの暫定的な見解の概略を説明した。彼女は、パネルのメンバーは、彼らの見解において、SRPの主要な目的は、資源評価のプロセスに入力するデータの質を改善し、また、資源サイズの将来の傾向を監視するための現実的な指標を開発するのに貢献することであると考えていると述べた。
28. パネルのメンバーは、9つの調査項目が特定されている別紙Kの概観報告を提出した。これらの内、以下は、最も有益な新たな情報がある優先的な分野として認識されている。
 - 非締約国によるミナミマグロ漁獲の評価
 - CPUE問題を取り扱うための調査漁獲計画
 - 科学オブザーバー計画
 - 通常の標識放流計画
29. 彼女は、パネルは、財政的な指針や、計画を開発し、実行する場合に発生する他の制約に関する指針を求めると述べている。また、特に、加盟国の科学者は、パネルのメンバーより、ミナミマグロの科学的な事項のより詳細な知識を有しているため、彼女は、計画の構成要素の詳細を明示する場合には、フィードバックが必要になることも述べた。
30. 日本は、計画の開発において、以下のようないくつかの点は、考慮すべきであることに言及した。
 - 調査活動に必要な費用、特に、調査作業に商業漁船を利用する場合(例えば、SRPのいくつかの要素に必要な専用調査船を用船することを検討する。)
 - 既にRTMPやEFPの枠組の範囲内で実施されているオブザーバー計画。
 - 費用、船内のスペース不足、及び操業効率の低下のような、オブザーバーを商業船に乗船させることによって発生する問題点。
 - 非加盟国の漁業活動に関するデータにアクセスすることは、実際的に困難であること。
 - 標識放流計画は、短期間では、科学的な不確実性を取り扱えないかもしれないこと。

31. 加盟国は、パネルのメンバーによる貴重な示唆や、科学的な作業における支援に対して、感謝の意を述べ、SRPの開発において、パネルメンバーと共に作業を行っていくことを確約した。

5.4.1 科学的調査計画の付託事項

32. 委員会は、加盟国の科学者、行政官及び業界からの意見を聞いた上で、外部科学者が、SRPを開発するべきであることを決定した。委員会は、ミナミマグロ保存委員会外部科学者による、科学的漁獲コンポーネントを含むミナミマグロ科学調査プログラムの開発、CCSBT/0011/22 (別紙 L)を採択した。委員会の将来の作業におけるSRPの重要な役割を記載したこの文書は、SRPの開発における外部科学者の付託事項を提示し、また、SRPに関する外部科学者の報告書に従うための意思決定手続きを規定している。

調査死亡割当量

33. 議長は、いくつかの調査活動は、結果的にミナミマグロの死亡を伴うかもしれないことに言及した。加盟国は、近年、決定された調査を実施してきたが、それらは、結果的に少数の死亡を伴うものであり、また将来の調査計画も、また結果的に偶発的な死亡を伴うかもしれない。委員会は、このことが、調査計画の下で認められるべきであることを考慮し、この活動を適正化する手続きを採択した。委員会は、CCSBTの枠組み内における調査死亡割当量 (RMA) (別紙 M) に提示されている手続きを採択した。

議題 6：総漁獲可能量 (TAC)

34. 委員会は、1998年以來、資源評価が行われておらず、その年から、委員会は、TACを設定していないことを認識した。日本は、その評価から、1997年に最後に設定したTACに3000トン増加することは正当であるといった提案を行った。
35. オーストラリアは、ミナミマグロの資源評価の改善に向けた積極的な行動や、その見解として、そのプロセスの結果は、TAC増加を検討する前に、評価されるべきであると述べた。オーストラリアは、5,265トンでのその国別割当量、すなわち委員会によって最後に合意されたレベルを自主的に維持すると述べ、また他の加盟国も同様の行動をとることを要求した。
36. ニュージーランドも、また、2001年の割当量については、最後に合意したレベルを維持すると述べた。しかしながら、2000年の割当量を、約20トン超過したことによる対応として、ニュージーランドは、2001年の割当量から、2000年で超過した漁獲量を削減する。
37. ニュージーランドは、最近の科学的な見解は、TACの増加を支持しておらず、また、漁獲量が制限され、潜在的に減少しなければ、2020年までに1980年レベルの資源を回復する目的は、達成できないと考えている。そのような決定が、改善された科学的プロセスに基づく評価によって行われたい限り、TACの増加を検討する根拠ない。

38. 日本は、日本が漁獲の増加が資源の回復を危うくしないと考えている一方での、オーストラリア及びニュージーランドの見解を確認した。また、日本は、資源評価を改善するため、現在適切な状況にあるプロセスを十分に尊重する意向を表明した。決定された TAC がないことを確認した上で、日本の見解としては、各加盟国は、自主的にその漁獲量を押さえるべきであると確信している。更に、日本は、他の加盟国と合意した上で、少なくとも、この増加に対して強い反対がなく、711 トン分の割当て総量の増加を行いたい。
39. オーストラリアは、この問題に関する立場を再び述べた。オーストラリアは、紛争を解消するために続けられているこれまでの過程を歓迎した。これらは、全ての加盟国の公約を和解に到達させていることや、効率的な委員会の運営を確保していることに現われている。オーストラリアは、この共有された公約は、全ての未解決の問題を取り扱う基礎を提示すると考えている。
40. 日本は、この問題に関して相互理解を得るために、他の加盟国との適切な窓口を通して、自主的な割当て量に関する協議を行うと述べた。

議題 7：貿易情報スキームの実施

41. 日本は、貿易情報スキームは、2000 年 6 月から実施されているが、日本へのミナミマグロの輸入品は、スキームの下で、TIS 証明書が附帯され、その多くが、不備なものである (CCSBT/0011/14 を参照)。日本は、委員会の加盟国でかつ輸入国であるので、スキームの効率的な運営を確保するために最大限の努力を行っている。不備な TIS 証明書を提出した国は、その証明書を訂正することを要請され続けられるであろう。日本は、TIS は実施の第 1 段階にあるが、仮に不備な TIS 証明書が提出続けられた場合、輸入を許可しない是正措置を執ることも考えられることを指摘した。日本は、オーストラリアからの TIS 証明書には、いくつかの初期の問題点があったが、この数ヶ月で大きな改善が計られたと認識している。オーストラリアは、オーストラリアと日本の職員によって成された努力によって、この改善ができたと認識している。日本は、ニュージーランドの TIS スキームの実施面での懸念に言及し、また、ニュージーランドとこの問題を更に協議したいと考えている。ニュージーランドは、日本との協議を継続し、ニュージーランド証明者からの証明書に関する未解決な問題を解決したい。
42. オーストラリア及びニュージーランドは、すべての加盟国による包括的な漁獲及び水揚げ、又は加盟国の管理及び監視体制に関する他の要素を含むために、情報収集を改善することが重要であると考えている。オーストラリアは、TIS に含まれない自国で漁獲されたミナミマグロを取り扱う必要があると考えている。オーストラリアは、CCSBT 7 での検討のために、既存の TIS スキームの強化提案を概略した、文書 CCSBT/0011/16 を提出した。
43. 日本は、TIS に基づく情報と漁獲データは、別々の問題であると考えており、また、日本は、CCSBT 7 でデータ管理及び統計の問題を積極的に議論する意向である。

議題 8 : 事務局長の任命

44. 議長は、事務局長職の宣伝広告への反応として、30以上の申請書を入手していることを報告した。議長は、委員会が優れた申請者の選定を完了するための手続きを設定し、またこのプロセスが、できる限り早急に完成させることを検討していることに言及した。

議題 : 9 他の作業

西部及び中部太平洋における高度回遊性魚資源の保存及び管理に関する委員会(WCPO マグロ委員会)

45. 日本は、2000年9月4日にハワイで開催されたMHLC会合で、参加国の3分の2の多数決で採択された、西部及び中部太平洋におけるマグロ類の管理のための条約案に関連して述べた。これにはミナミマグロが含まれている。日本は、元々提案されていた海域の北側及び南側で、MHLCの管轄権を拡大することや、意思決定及び紛争解決メカニズム、また監視取締り条項を受け入れられないことを含めて、多くの懸念があるため、条約草案の採択に反対した。日本は、ミナミマグロが、現在、3つの委員会、CCSBT、IOTC及びWCPOマグロ委員会の管轄権に属しているということも懸念していた。
46. オーストラリア及びニュージーランドは、将来的には、ミナミマグロの管理に直接的に関連するこれらの問題は、新たな委員会の活動に関連して、CCSBTにおいて取り上げられるべきである。オーストラリアは、新たな委員会を発足させた条約への日本側の懸念は、認識したが、その新たな協定は、オーストラリア東岸のマグロ漁業にとって重要であると考えている。オーストラリアは、日本にこの新たな機構に関して、2国間で更に意見交換をすることを求めた。オーストラリアは、世界的なミナミマグロ資源の管理において、CCSBTが優先権を持つというその見解を再度確認した。オーストラリアは、新たな委員会が、2001年4月に準備会議を召集することに言及した。

議題 10 : 報告書の採択

47. 委員会は、特別会合の報告書を採択した。

議題 11 : 閉会

48. 会合は、PM 1 : 15に閉会した。

ドン・バンフィールド
議長

別紙リスト

- 別紙
- A 議題
 - B 参加者リスト
 - C オープニングステイトメント — オーストラリア
 - D オープニングステイトメント — 日本
 - E オープニングステイトメント — ニュージーランド
 - F オープニングステイトメント — 韓国
 - G 2001 年会合予定表
 - H ミナミマグロ保存委員会の貿易情報スキーム / 統計証明書計画の完全な実施
 - I CCSBT 事務局におけるデータベース及びデータベース管理者の付託事項
 - J 予算案—2000年～2001年（2000年11月）
 - K ミナミマグロ科学的調査プログラムの開発
 - L ミナミマグロ保存委員会外部科学者による、科学的漁獲コンポーネントを含むミナミマグロ科学調査プログラムの開発
 - M CCSBT の枠組み内における調査死亡割当量（RMA）

議題

1. 開会
 - 1.1 議題の採択
 - 1.2 開会の辞
2. 非加盟国の状況
 - 2.1 韓国
 - 2.2 台湾
 - 2.3 その他
 - 2.4 次の段階
3. 事務局の作業プログラム
 - 3.1 会議スケジュール
 - 3.1.1 2001年の作業計画
 - 3.2 データ管理のアレンジメント
 - 3.2.1 付託事項
4. 財政運営委員会からの報告
 - 4.1 2000年予算の改訂
 - 4.2 2001年予算案
5. 科学プログラム
 - 5.1 管理戦略作業部会報告（東京）
 - 5.2 資源評価プロセス作業部会報告（東京）
 - 5.3 資源評価進捗状況作業部会（11月12－15日）
 - 5.4 科学調査プログラム開発作業部会（11月12－15日）
 - 5.4.1 科学調査プログラムの付託事項
6. 総漁獲可能量（TAC）
7. 貿易情報スキームの実施
8. 事務局長の指名
9. 他の作業
10. 報告書の採択
11. 閉会

参加者リスト

CCSBT 特別会合

2000年11月16日-18日

キャンベラ、オーストラリア

議長

ドン・バンフィールド 農漁業林業省産業開発部長

諮問パネル

アナ・パルマ アルゼンチン政府上席研究官

オーストラリア

グレン・ハリー 農漁業林業省漁業養殖業担当部長
ジョナソン・バリントン 農漁業林業省漁業養殖業部国際マグロプログラム
担当官
ジョン・カリッシュ 農漁業林業省農村科学局漁業林業部上席調査官
チャールズ・ハウスネイト 農漁業林業省漁業養殖業部国際マグロプログラム
担当補佐官
アダム・ストークス 農漁業林業省漁業養殖業部国際マグロプログラム
上席政策員
ディレック・ステイプル 農漁業林業省農村科学局次長
ジェームズ・フィンドレー オーストラリア漁業管理庁東マグロ及びカジキ担当官
ブレント・ワイズ 農漁業林業省農村科学局漁業林業部調査官
アンドリュー・マックニー オーストラリア漁業管理庁マグロ及びカジキ漁業
担当管理官
ピーター・ニューヴ オーストラリア漁業管理庁マグロ及びカジキ漁業
上席管理者
デビット・ケイ オーストラリア環境庁海洋グループ次官補
マーク・フラニガン オーストラリア環境庁海岸戦略管理者
グレンダ・ゴウチ 外務貿易省北東アジア部次官補

ゲイル・ミルンズ	外務貿易省日本担当官
ジョン・ラングトリー	外務貿易省香港、マカオ及び台湾担当官
エマ・カーズレイク	外務貿易省法務局
ダグ・トラペット	外務貿易省日本担当官
マーニー・ライト	外務貿易省日本担当官
アンドリュー・サーディー	外務貿易省法務局海洋法海洋政策委員会
マーク・ジェニングス	法務省国際法部上席顧問
ジョシュア・ブライエン	法務省国際法部貿易、環境法担当官
ブライアン・ジェフリーズ	オーストラリアマグロ漁船船主協会会長
ロビン・パイク	(株) ディーアイフィッシャー管理責任者
ジョー・パグリシ	(株) オーストラリアンブルーフィン会長

日本

小松 正之	水産庁漁政部参事官
伊藤 嘉章	外務省経済局漁業室長
遠藤 久	水産庁漁政部国際課課長補佐
石塚 浩一	水産庁資源生産推進部漁場資源課課長補佐
石原 圭子	外務省経済局漁業室
野頭 賢一	水産庁遠洋課
岡田 英明	水産庁漁政部国際課
辻 祥子	遠洋水産研究所浮魚資源部温帯性まぐろ研究室長
ダグ・バターワース	ケープタウン大学数学及び応用数学部
浜木 文雄	日本鯉鮪漁業協同組合連合会
佐々木 新六	日本鯉鮪漁業協同組合連合会
西川 兼次	日本鯉鮪漁業協同組合連合会
井上 博孝	日本鯉鮪漁業協同組合連合会
川合 雄次	日本鯉鮪漁業協同組合連合会
三浦 望	日本鯉鮪漁業協同組合連合会
竹下 太郎	日本鯉鮪漁業協同組合連合会
檜垣 浩輔	全国遠洋かつお・まぐろ漁業者協会
金沢 俊明	全国遠洋かつお・まぐろ漁業者協会
水間 史人	在オーストラリア日本大使館参事官

ニュージーランド

マーク・エドワーズ	漁業省政策担当責任者
ターボット・マーレイ	国立水圏大気圏研究所表層漁業計画担当責任者
ビル・マンズフィールド	外務貿易省付顧問
エレナ・ゲッディス	外務貿易省法務局法律顧問
ピーター・ケル	外務貿易省
レズリー・ライ	漁業省政策分析官
ウィリアム・エマーソン	漁業省上席政策分析官

オブザーバー

韓国

イオン・サン・シン	外務貿易省国際経済局次長
ヒュン・ナム・キム	海洋漁業省国際協力局長
ジョン・ゲウン・キム	在オーストラリア韓国大使館一等書記官
ユン・ジュアング・バエ	海洋漁業省国際協力課課長補佐

フィリピン

マリア・アラセリ・アルバリース	在豪フィリピン大使館農業担当官
-----------------	-----------------

南アフリカ

ユージーン・グロブラー	在オーストラリア南アフリカ大使館大使代理
-------------	----------------------

台湾

クオチン・プー	外務省条約法務局上席補佐官
チュンユー・チャン	外務省条約法務局上席補佐官
ファンチー・チャン	中央警察大学助教授
クオジャン・ワン	在オーストラリア台北経済文化事務所課長

CCSBT 事務局

キャンベル・マグレガー

金子 守男

チカ・スカリー

デビッド・キャンベル

事務局長

事務局次長

事務担当

通訳

サエミ・ババ

クミ・コイケ

ユキ・サイエグ

オープニングステートメント
オーストラリア

オーストラリアを代表して、非加盟国である韓国、台湾、南アフリカ及びフィリピンと共に、日本及びニュージーランド代表団のこの CCSBT 特別会合への参加を歓迎します。

また、アナパルマ博士を歓迎し、この会合の初日に参加いただいたことを嬉しく思っています。

更に、通訳の方々も歓迎します。私は、彼らが我々と同席してくださると、より楽しくなると思いますが、それは前進の代価であると思えます。

私は、CCSBT 6（2）を最後に、CCSBT の会合は終了したと考えており、クリスマスと魚釣りを楽しみにしていました。しかしながら、長期間の紛争及び見解の相違に続くこの特別会合に参加することをとても嬉しく思っています。また、私が今 CCSBT に感じている協力の精神を歓迎し、今後の SBT 漁業管理の発展を期待しています。

地域漁業機関でのこのような良い動向は、偶然には起こるものでなく、成功を収めるためには大変重要なものです。最近3ヶ月間に渡って CCSBT が獲得したその推進力を確実なものにすることは、我々全員の姿勢に掛かっています。

オーストラリアは、ピータユール氏の最近の昇進を祝福すると共に、CCSBT の機能改善に対する彼の尽力に感謝したい。議長にバンフィールド氏が就かれることを歓迎し、彼の成功を望んでいます。また、ジョンカリッシュ氏及びジョンバリントン氏が、オーストラリアの代表団に入ることを歓迎します。

この会合は、有益な科学的討議の4日間に引き続くもので、議題が提示されています。我々は、特に、非加盟国問題、CCSBT の作業計画、データ管理のアレンジメント及び科学調査計画の進展を含む、多くの主要議題に関心があります。

議題が明確であり、また CCSBT が発展できるように、オーストラリアにとっての主要問題が合意されているので、詳細なステートメントは行いません。私は、我々が困難を有していたことは認識していますが、過去から脱却し、前進しましょう。

ありがとうございます。

みなまぐろ保存委員会 (CCSBT) 特別会合
開会挨拶
日本

2000 年 11 月 16 日

長らく議長を務められたユール議長が、議長を続けられないことを残念に思います。ユール氏の CCSBT への貢献を評価するとともに、新たに議長に任命されたバンフィールド氏を歓迎致します。

また、11 月 12 日から 15 日の科学者会議に出席していた諮問委員会の外部科学者であるパルマ博士の本特別会合への更なる貢献に感謝致します。

CCSBT においては、みなまぐろ資源に関する締約国間の資源評価の見解が大きく異なっており、98 年以降、総漁獲可能量 (TAC) を決定出来ない状況にあります。このため、我が国は、この見解の相違の解決を目指して、98 年から 2000 年に調査漁獲 (EFP) を実施しましたが、豪・NZ は国連海洋法条約に基づく仲裁手続を開始し本件実施に関して国際紛争に至りました。本年 8 月、仲裁裁判所においては、本件紛争を取り扱う管轄権はないとの見解が示され、昨年 8 月に国際海洋法裁判所 (ITLOS) の下した暫定措置も取り消されました。この点については、我が方の主張が評価されたことを歓迎しております。

従って、現在 3 カ国が TAC の設定、調査の実施に関して、それぞれが独自の行動を取ることを法的に拘束するものは何もない状況ですが、日本は、今後の CCSBT の交渉が善意をもって進められ、コンセンサスをもって解決されることを強く期待しています。

また、今後、我が国は CCSBT で解決しなければならない諸問題については CCSBT の枠組みの中で解決していくべきとの立場にあり、本特別会合は、本年 8 月 4 日、判決が下されてはじめて開催される正式な CCSBT の会合であることから、我が国としては、CCSBT の機能強化・改善が今後も更に促進されることを期待しております。

また、今後 2 年間、一定量を限度とした漁獲を伴う調査を含めた科学調査計画を策定し、翌年の初春に開催される第 7 回年次会合で合意するため、前述の科学者会合において、締約国間で科学調査計画の検討を開始致しました。今後も、我が国としては現実的に実行可能な科学調査が策定されることを期待するとともに、特に、こういった調査計画を策定する際、実施面で実行可能な費用についても考慮する必要があることを強調致します。

我が国としては、CCSBT の機能強化・改善が順調にすすんでいることを評価します。また、この強化・改善のプロセスに関し、非常に期待をしている点があります。我が国のイニシアティブの下に設置された諮問委員会、SAG 及び SC の独立議長であります。

実際に特別会合前に開催された科学者会合における外部科学者及び独立議長の貢献は極めて大きなものがあり感謝するとともに、今後のご協力を大きく期待します。

我が国は、外部科学者の助言・勧告を得て締約国間で議論を尽くしてコンセンサスで資源評価改善の促進及び現実的に実行可能な科学調査計画の策定が行われていくことを希望します。

総漁獲可能量 (TAC) については、締約国間では依然として統一した見解が得れておりませんが、先程申し上げましたとおり、資源評価プロセスの改善及び管理戦略の検討が行われており、また、

新たなデータを確保する科学調査漁獲の検討も行われており、これらの作業が最終的に、しかし早期に締約国間での合意できる科学的根拠に基づく TAC の設定に導いてくれることを期待しております。

非加盟国・地域対策については、本年 3 月、CCSBT6(2)において、将来の貿易制限を念頭に置いた「みなみまぐろの保存管理措置の有効性を確保するための行動計画」を締約国間で採択致しました。また、この行動計画に基づき、非締約国・地域に対して加盟・協力を求める書簡を発出致しました。後程の議題で取り上げますが、韓国より建設的な回答がありました。他方、現在のところ、他の国からは明確な回答を受け取っていません。

こうしている間にも、非締約国・地域の漁獲量は増加の一途を辿っており、我が国としては、今後、早急にさらなるステップの検討が必要であると感じています。我が国は、今次特別会合において、行動計画に従い、今後の具体的ステップについて決定し、実行していくことが必要と考えております。

また、EFP の実施に起因した豪 NZ による我が国漁船の一方的寄港禁止措置については、我が国が一方的な調査の実施を控えていることを鑑み、早急に解除するべきと考えます。我が国が 98 年及び 99 年に実施した EFP については、EFP も含めた科学調査計画として現在、独立科学者の参画を得て検討が開始されており、この点に鑑みても、豪・NZ が一方的に寄港を禁止する理由がなくなつたと考えております。両国が速やかに寄港禁止の解除を行うことを要請致します。

最後になりますが、本特別会合をホストしていただいた豪州政府、関係者及び CCSBT 事務局のスタッフの方々に感謝の意を表明致します。

ありがとうございました。

ニュージーランドオープニングステートメント

皆さんおはようございます。我々は、再び、オーストラリア及び日本の代表団と共に作業ができることを楽しみにしています。我々は、バンフィールド氏が、我々の討議をまとめるために、新たな議長を快く引き受けてくれたことに感謝します。また、特に、台湾及び韓国からの代表を歓迎します。

意見の相違や、主要問題が遅滞した期間の後、委員会は、重要な進展を達成する時を迎えています。9月に東京で開催されたハイレベル会合では、締約国が現在考えている作業に関して、実質的な議論ができました。

この会合以来、閉会期間中の意見交換によって、SRPを開発し、委員会の資源評価の核心をレビューするプロセスでの多くの段階を設定し、また非加盟国の加盟及び協力を達成する段階を設定した包括的な作業計画案が開発されました。我々は、この会合で、我々がとる次の段階の明確な枠組みを提示するために、その作業計画での必要な修正に合意できることを期待しています。

我々の見解では、この会合の最も重要な目的は、SRPを開発するためのプロセスに合意することです。我々は、現在、適切なプロセスの原則に関して、合意に近づいています。我々は、ここ数日間で会合を成功裏に収めた科学者の代表及び外部科学者の努力に感謝します。彼らは、委員会による科学調査のアプローチの改訂に向けた討議を進め、SRPの構成要素における有益な初めの意見交換を行い、また今後3ヶ月でそれを開発するであろう。

また、委員会は、韓国及び台湾との協議を通じて、非加盟国の取り込みに向けた本質的な段階に入りました。韓国に関しては、我々は、この会合での協議から、互いに有益な結果を確認できることを期待しています。台湾の場合は、この会合が、より協力的な方向に向かうための次の段階の提案や検討をより一層議論するための機会を提供するでしょう。

我々は、実りある次の2日間の委員会での討議によって、この会合が、過去の委員会の機能不全を解決するための包括的な進展を続けることを確かにすることを期待しています。我々は、政府に好結果を報告できることを期待しています。

オープニングステートメント

韓国

議長、代表団の皆様

我が代表団を代表して、議長に対して、委員会の特別会合に韓国を招待して下さったことに感謝し、また特に、加盟国に代わって、韓国への国別クォータに対してご配慮いただいたことに感謝します。韓国代表団は、この会合が、あなたのリーダーシップの下で実りあるものになることを確信しています。また、この重要な会議をアレンジして下さった事務局及びそのスタッフの皆さんに対して心より感謝申し上げます。

何よりも増して、韓国が申し出を受け入れ、必要な国内手続きを進める準備をしていることを委員会に報告できることをうれしく思っています。韓国政府は、条約の枠組みの中で、責任ある漁業国として、適切な役割を担っていくことを決定しました。

韓国は、貴重な漁業資源を適切に利用していくことを強く支持します。この延長線において、韓国は、法的な TIS 及び自主的な漁獲制限の実施を通じて、CCSBT と十分に協力しています。

一方、韓国は、長い期間、CCSBT への加盟を切望してきました。韓国が CCSBT の締約国になることを妨げてきた唯一の障害が、国別割当量のレベルです。この問題における韓国の立場は、適切な国別割当量を与えられるべきであるということ为首尾一貫していました。

1996-1999 の期間においては、年間 1200 トンから 1600 トンの変動があります。ミナミマグロの過去の漁獲量を考えれば、国別割当量に関する韓国の要求は、常に言行一致しており、現実に即していました。しかしながら、我々は、国別割当量の交渉のうちに、大きな柔軟性を示しました。貴重なミナミマグロ資源の効果的な保存及び管理に関する委員会の重要な役割を認識して、その効果的な操業のためには、韓国の委員会への加盟は、強く求められています。この点に関して、韓国の加盟のために、中身のある積極的な対話を実行した委員会に対して感謝します。

最後に、私は、これまでの韓国の誠実な態度及び協力が、適切に評価され、また、この会合が、委員会の地位を高める原動力になることを強く期待します。

ありがとうございます。

2001 年会議予定表

2000 年 11 月 17 日

会議名	日程
外部科学者が、SRP の基本方針/戦略的計画/枠組みを提示。	2000 年 11 月 15 日
締約国科学者が、外部科学者に回答を提示。	2000 年 12 月 22 日
外部科学者は、SRP 草案を開発。	2001 年 1 月
外部科学者は、SRP 草案を CCSBT 事務局に提出。	2001 年 2 月中旬
科学委員会 <ul style="list-style-type: none"> ●SRP に関する討議 ●資源評価プロセスに関する討議 ●管理手続き/戦略に関する更なる討議 ●他の事項 	2001 年 3 月 19 日の週 (6 日間)
CCSBT 7	2001 年 4 月 18 – 21 日 シドニー* (4 日間)
CCSBT7 で決定される可能性のある会合 (ERS 等)	
(データ交換プロセスの開始)	2001 年 4 月 30 日 (別添 1 参照)
** 資源評価グループ <ul style="list-style-type: none"> ●資源評価 ●管理手続きに関する初めの討議 	2001 年 8 月下旬 (8 日間)
**科学委員会	2001 年 9 月上旬 (4 日間)
CCSBT 8	2001 年 10 月中旬 (4 日間)

* 会議の議題数による。

** 以上の 2 つの会議は 2 週間以内に終了するであろう。
これら会合の最終的なスケジュールは、3 月の科学委員会で確認されるであろう。

標準的な資源評価年におけるデータ及び文書交換のタイミング

漁獲量及び努力量データ	4月30日
サイズデータ	4月30日
年齢別漁獲量	14週間前 (最も早い場合で5月7日)
文書リスト(暫定)	10週間前 (6月1日以降)
議題	10週間前
CPUE 指標	10週間前
修正個所の簡潔な説明	7週間前
要約及び結論	4週間前
文書	4週間前
要約及び結論(翻訳版)	2週間前
SAG 会合開会**	0週間前

全ての文書は、以上に記載された締め切り期限に遅れることなく、できる限り早急に提出されなければならない。

*これが修正されるかどうかは、資源評価プロセスワークショップの結果に掛かっており、また、この項目は、資源評価手続きワークショップ後にレビューされる。

** この時系列によれば、SAGの最も早い開催は8月15日になる。

ミナミマグロ保存委員会の貿易情報スキーム / 統計証明書計画の完全な実施

オーストラリアによる文書

序論

ミナミマグロ保存委員会（以下「委員会」）は、2000年6月1日から、ミナミマグロの貿易情報スキーム/統計証明書計画(TIS/SDP)を導入した。TIS/SDPの開発及び実施は、ミナミマグロの漁獲及び貿易についての情報を改善する必要性を反映したものであり、委員会による保存及び管理措置を支援するものである。

TIS/SDPの目的により良く対応するために、スキームの完全な実施を行う余地がある。オーストラリアは、拡大されたスキームは、非加盟国の迎合性の改善、科学的な評価及び管理のための情報の改善、また国際法の下での加盟国の義務に見合うための頑強な基礎の構築のために、明確で、非差別的な適用を通じて、委員会に実質的な利益をもたらすと考えている。

オーストラリアは、拡大されたスキームは、国際的に貿易されている漁獲のみでなく、全てのミナミマグロの商業的な漁獲に基づくべきであることを提案している。ミナミマグロの全てのそのような漁獲を含めるため、現在のTIS/SDPを拡大することに大きな困難はない。CCAMLAでのマゼランアイナメに関する模範例は、TIS/SDPをより一層改善する適切な基礎になる。

このペーパーは、TIS/SDPの完全な実施に関する議論を促進することを意図している。この点に関して、このペーパーは、(i) TIS/SDPに背景的な情報を提示し、スキームの多くの問題点を強調している。(ii) TIS/SDPの完全な実施による利益を検討している。また(iii)スキームの開発及び改善のため、可能性のあるモデルを特定している。

背景的な情報

1998年7月に東京で開催されたTIS/SDPに関するワークショップでは、加盟国は、貿易を通じた、ミナミマグロ漁業に関する、より正確で包括的な情報を収集するためのスキームに関する幅広い討議を行った。ミナミマグロ漁業を効果的に管理するための委員会の能力を減退させる非加盟国によるミナミマグロの漁獲の増加を考慮して、そのようなスキームは、必要であると考えられた。加盟国は、TISは、その適用において透明性があり、非差別的で、効率的なものでなければならず、また、加盟国の国際的な義務に首尾一貫していなければならないことに合意した。ICCATによって開発されたTISは、TIS/SDPの基礎となる適切なモデルである。

TIS/SDPの目的は、1999年7月の東京でのワークショップで最終化され、それらは以下のとおりである。

- 貿易を通じて、漁獲量、漁獲時期及び場所、魚の漁獲方法、また漁獲国を含む、ミナミマグロの漁獲に関する正確で、矛盾のない、また包括的な情報を提示すること。

- 資源評価に利用することができる、現在入手できない情報を提示すること。また、
- 他の方法によって、非加盟国から収集した漁獲情報を比較し、補足する情報を提示すること。

TIS/SDP は、原則的に、ある意味では、非加盟国の漁獲活動に関する情報を入手する方法と考えられる。日本がミナミマグロ市場を支配していることは、監視を実施することを確保するものである。また、それゆえに、委員会加盟国への輸入が、漁獲情報を収集する適切な誘因となるように思われる。貿易がデータ収集のメカニズムである一方、TIS/SDP の重要な点は、包括的な漁獲データを収集することである。

TIS/SDP の問題

貿易の定義を狭く適用することは、委員会が、資源評価を改善するために利用できる、現在入手できない情報を収集することを妨げることになる（TIS の目的 2、1999 年東京 TIS ワークショップ報告書）。ミナミマグロの全ての商業漁獲を含むために貿易の定義を拡大することは、TIS/SDP によって収集された情報を、実質的に改善するであろう。

更に、非加盟国の漁獲の増加や、ミナミマグロの非加盟国市場が拡大する可能性が、貿易を、TIS/SDP を通じたミナミマグロの漁獲に関する包括的な情報を収集することに対して、不適切な根拠にしてしまう。更に重要なのは、仮に今、加盟国が、全ての国内の商業漁獲に関する同等のデータを自主的に提示することを通して、TIS/SDP を改善する手段を講じるのであれば、非加盟国は、委員会が開かれた、透明性がある団体であることを認識するであろう。これは、非加盟国の委員会における信頼を改善し、非加盟国が委員会に加盟する可能性を増加させる。

CCSBT 加盟国によって漁獲された全てのミナミマグロの商業漁獲にミナミマグロの TIS/SDP を適用することなしに、委員会の保存及び管理措置に協力しない非加盟国に対して、何らかの措置を講じることを正当化することは困難である。

地域漁業管理機関(RFMO)として、委員会は、国連海洋法条約（UNCLOS）や国連公海漁業協定（UNFSA）で概説された国際法と関連する事項を検討しなければならない。これらは、地域漁業管理機関のための最良の実践的活動を明らかにしており、また、委員会は、可能であれば、これらとの一貫性を保つようにしなければならない。

- UNCLOS の 61 条及び 119 条は、科学的情報の収集及び交換における協力並びに完全な参画の必要性を重視している。119 条は、保存措置は、どの国の漁業者に対しても差別的であってはならないことも述べている。
- UNFSA の 5-7、10-12 及び 14 条は、データを収集し、配分するための同様の手法を定義することを特に重要視している。主要な検討事項には、データ確認、また漁船レベルでのデータ収集のプロセスの必要性を含む。

拡大した TIS/SDP は、委員会を通じて、加盟国が 3 つの義務を担うことを確保する。

TIS/SDP を改善するためのモデル

2つの類似のスキームが、他の地域漁業機関に存在している。ICCAT スキームは、現在の TIS/SDP スキームのモデルである。ICCAT の TIS は、漁獲に関する統計情報の信頼性を改善し、また、ICCAT 非加盟国による漁獲に関する問題を取り扱うと言う、委員会によって採択された TIS と同じ意図を持っている。しかしながら、ICCAT の事務局次長によって言及されているとおり、ICCAT スキームは、加盟国及び非加盟国に課せられた包括的で、義務的なデータ条件を捕捉している。CCSBT は、各漁業での問題が同様であるにもかかわらず、同じレベルの義務的なデータ条件を有していない。拡大したスキームは、この差を埋めることになろう。

マゼランアイナメのための CCAMLA スキームは、拡大した TIS/SDP の根拠となる最良のモデルを提示している。CCAMLA スキームは、非合法・未規制・未報告 (IUU) 漁業と戦うために、貿易を監視し、また、科学的な評価のためのデータを収集している。貿易制限スキームであるので、それは、水揚げ地（転載も含む。）で実施される。マゼランアイナメ漁業を行っている締約国の全ての旗国漁船は、水揚げ地において、漁獲の詳細を示した様式を発出される。

結論

現在、TIS/SDP は、国際的に貿易されている漁獲と同等のレベルで収集されていない漁獲情報を、実質的に調整すると言った合意された全ての目的には見合っていない。拡大したスキームは、漁業管理に関連して判断するための追加的な情報を委員会に提示し、この問題を克服するであろう。スキームを拡大することには、他にも明確な成果があり、それは、おそらく、非加盟国にとって委員会を魅力的なものにし、また、それが、世界的なミナマガロ漁業を管理する委員会の機能をより改善することになる。加えて、TIS/SDP を拡大することによって、委員会は、より透明性がある包括的なデータを収集し、また確認するスキームの開発を通して、国際的な漁業法に概説されている最善の実践的な活動や義務を満たすことになろう。

オーストラリアは、TIS/SDP を完全実施する問題を重要事項として捉え、また、次の委員会において、他の委員会加盟国からのコメントを歓迎する。

オーストラリア
2000年11月16日

CCSBT事務局におけるデータベース及びデータベース管理者の付託事項

1. ミナミマグロ保存委員会の第6回年次会合再開会合において、他の地域漁業管理機関との情報交換、ミナミマグロ資源の保存及び最適利用に必要なデータの提供、委員会の貿易情報スキームの監視、また、一般への情報提供を目的とするため、事務局がデータベースを保持することが決定された。
2. 委員会のデータベースの様式及び条件は、将来の資源評価や他の必要性を考慮して、定期的にレビューされる。
3. データベースは、1) 海域、月、漁法及び国/地域ごとの漁獲量、サイズ及び努力量、また2) 貿易統計、に関する情報及びデータから成るものである。他の情報及び要求されたデータは、委員会の決定として、データベースに統合されるであろう。
4. ミナミマグロ以外のマグロ類及び混獲種のデータは、科学委員会及び生態系関連種作業部会との協議の上、委員会の決定としてデータベースに統合されるであろう。
5. データベースに関連する事務局の原則的な任務は、
 - i. データベースを創設し、維持管理する。
 - ii. CCSBTによって設定された時間的な枠組みの中で、国/地域からのデータの提出を促進する。
 - iii. 仮に、データが、合意された様式に従って、また合意された時間的な枠組みの範囲内で提示されなかった場合、委員会に通知する。
 - iv. 委員会の合意として、資源評価に利用するデータを提示する。
 - v. 一般への公表のため、承認された様式でのデータの抜粋及び成果物を提示する。
 - vi. 貿易情報スキーム計画によって要求されたデータを維持管理し、また提示する。
更に、
 - vii. 合意された手続き及び秘密性の要件に従って、データベースへのアクセスの要望を取り扱う。
6. 事務局は、科学委員会及び委員会と協議して、データベース管理での経験、漁業統計での経験、またデータ必要要件及び資源評価に含まれるプロセスの知識を有するフルタイムのデータベース管理者を雇用する。データベース管理者は、事務局のデータベースを維持管理し、締約国及び事務局間のデータ問題に関する効率的なコミュニケー

ションを確保し、締約国、非加盟国、一般及び他の漁業管理組織へ配布するためのデータの成果物を開発し、更に、資源評価グループ及び科学委員会と連絡を取る。データベース管理者は、科学委員会、資源評価グループ、漁業組織及び外部科学者からの要求に対応する。

7. 事務局は、委員会によって設定されたデータの秘密要件が確実に実施されるように確保する。
8. 事務局は、コンピュータ業界において一般的に受け入れられている基準に従って、データベースへの安全なアクセスを確保する。
9. 事務局は、印刷物及び電子形式の両方で、また、委員会で合意された、他の地域漁業機関及び一般への配布のために編集された適切なレベルで、データベースの成果物を作成する。
10. データの秘密性を管理するデータベースの様式及び規則は、別紙で推敲されるであろう。

別紙J

ミナミマグロ保存委員会
 予算案—2000年～2001年(2000年11月)

1999決定額		見積もり 2000	見積もり 2001
	収入		
24,600	前年からの繰り越し		
	加盟国の分担金		
247,314	日本	395,396	487,845
221,763	オーストラリア	354,548	437,445
67,023	ニュージーランド	107,156	132,210
536,100		857,100	1,057,500
57,071	職員課徴金	62,000	88,000
20,005	利子収入	12,400	10,000
23,291	1999年のEFP関連会合の経費の差額に見合う保留金からの資金		
661,067	総収入額	931,500	1,155,500
	支出		
	年次会合—(CCSBT6(2000):CCSBT7&8(2001))		
49,920	通訳経費	13,000	30,000
6,222	会場借料	6,000	12,000
4,851	機材借料	7,800	22,000
2,000	その他の経費(SCその他議長の年次会合への出席を含む。)	3,500	8,000
4,720	出版と翻訳	3,000	3,000
67,713		33,300	75,000
	特別年次会合		
0	通訳経費及びその他の経費	20,000	0
0	追加の小委員会、2000年のピアレビュー、資源評価プロセス/管理戦略; 諮問パネル(2001)	137,000	65,000
0	2000年の資源調査計画(3人の諮問パネル、SAG議長の参加を含める。)	110,000	
0		247,000	65,000
0	生態関連種作業部会の開催は、CCSBT7で決定される。	0	15,000
0		267,000	80,000
	SC(2001年3月)及びSAG/SC(2001年9月)		
0	通訳経費	0	55,000
0	会場借料	0	12,000
0	機材借料	0	28,000
0	コンサルタントの雇用	0	260,000
0	その他の経費	0	5,000
0	出版と翻訳	0	6,000
0		0	366,000
	事務局経費		
217,521	事務局職員経費	260,000	305,000
57,071	職員課徴金	62,000	88,000
36,814	職員の年金/社会保障	40,000	58,000
7,042	職員の補償保険/旅行保険/物品保険	8,500	9,000
52,515	旅費/運搬費-海外及び国内	35,000	40,000
0	その他の委員会の報告書の翻訳	8,000	8,000
195	訓練	700	1,000
	専門職員の移動に伴う経費		
10,000	一時帰国手当、本国帰国経費及び移転費	142,000	30,000
381,158		556,200	539,000
	事務所管理費		
30,712	事務所借料	31,000	31,000
14,020	事務所の運営経費	16,000	17,500
10,000	物品購入費	10,000	25,000
7,126	通信費	8,000	12,000
1,712	その他	10,000	10,000
63,570		75,000	95,500
148,626	EFPワークショップ		
661,067	総支出額	931,500	1,155,500

ミナミマグロ科学的調査プログラムの開発

外部科学者の考える科学的調査プログラム（SRP）の目的は、資源評価に使用するデータの質を向上させること、また、資源量の将来の動向を監視するための信頼性のある指標の開発に貢献することである。将来の動向を示す指標は、TAC 設定を促進するためのフィードバック規則の重要な構成要素である。

多くの調査項目が、SRP の望ましい構成要素として提案された。具体的には以下のとおりである。

1. 非加盟国の漁獲量の評価
2. CPUE 問題を取り扱う調査漁獲計画
3. 科学オブザーバー計画
4. 通常の標識放流計画
5. 直接年齢査定
6. アーカイバル標識・ポップアップ標識を使った標識放流
7. 加入量モニタリング計画
8. 産卵親魚バイオマス指標の開発
9. 生息域の定義を改善するための漁業海況

これらの構成要素の多くは（項目 5 から 8）、現在進行中の調査であり、諮問パネルとしては、これらの調査を是認し、調査の継続を奨励する。引き続き議論では、項目 1 から 4 に焦点が当てられる。パネルは、これらの構成要素を最も有益な新たな入力データが存在する分野として認識している。

これら 4 つの構成要素での優先順位に関して、パネルの初めの意向としては、次のとおりである。パネルは、最も高い優先順位的项目は、全体的な漁獲、特に非加盟国の漁獲の評価及び数量化であると考えている。第 2 に、同等の優先順位として、パネルは、CPUE 関連事項を取り扱う調査漁獲計画、また、より完成された科学オブザーバー計画に着手することを勧告する。最後に、パネルは、従来の標識放流計画が、将来の資源評価を改善するために補助的な情報として重要であると考えている。パネルのメンバーによって作成された一般的なガイドラインは、2000 年 11 月中に提示され、以降の CCSBT 会合の枠組みが形成される。パネルのメンバーは、他のパネルメンバーや CCSBT 加盟国の科学者のコメントやフィードバックに基づいて、この草案がより発展されることを期待している。

このガイドラインは、ロジ的及び財政的な制約を考慮しないで、パネルによって討議された。このガイドラインによって、具体的な調査計画を開発するためには、CCSBT からの財政的な制約に関する指針が必要になり、それに応じて、その計画が設計される。

非加盟国の漁獲量の評価

科学的な考え方から、第 1 段階として、調査には、漁獲レベルについての適切な評価が求められる。我々は、CCSBT がこの分野で作業を継続し、いくつかの異なる試みが進行中であることを認識している。これらは継続され、また奨励されるべきである。現在のところ、

パネルが、特定の勧告をする計画はないが、これが、SRP の主要な構成要素になるべきであることを強調しておく。

調査漁獲計画

一般的な目的：資源サイズの過去の傾向における不確実性、つまり、現在の評価での不確実性を減少させること、また、信頼できる指標を提示して、TAC を設定するための意思決定ルールの一部として利用される、資源サイズの将来の動向を監視すること。

根拠：過去に実施された調査漁獲（EFP）は、コンスタントスクエア（CS）とバリアブルスクエア（VS）モデルに代表される過去の CPUE の動向に関する 2 つの極端な解釈を背景に発案された。利用可能なデータは、VS の解釈には、根拠がないことを指摘している。つまり、現在、日本の延縄漁業による漁獲がない海域にも多くの魚が生息している。このことは、他の国の努力量分布から広範な空間のスケールで、また、過去の EFP の結果から特定地域のスケールで証明されている。同様に、CS の解釈にも多くの問題がある。特に、1990 年以來、若齢魚の CPUE が高くなったのは、資源量が増加したのではなく、操業する海域が縮小したためと考えることもできる。豊度が一定又は減少していても、操業する海域が縮小するに従い、個々の最良の漁場に漁獲努力が集中し、結果として CPUE が増加する懸念があるからである。これらのことから、VS、CS の解釈はどちらも満足のいくものではない。EFP を設計するためのより適切な作業モデルとして、初めは、CPUE 指標を組み立てるために利用する各統計海区内の資源量の相対的分布に、時間的変化はないと仮定することを考えている。以上のことから、EFP の主目的は、より広範な海域で操業していた年と比較して、どのように魚の空間的分布が変化してきたかを調査することとなる。

科学オブザーバ計画

根拠：科学オブザーバは非取込み魚、漁獲魚のサイズ組成、標識の再捕・報告率、また CPUE データに影響を与えるかもしれない多くの要素を推定するのに重要である。更に、科学オブザーバは、生物標本（年齢形質、胃内容物、生殖腺等）や海況データを収集するのに重要である。

庄野及び平松(1999)は、適切なオブザーバカバー率に関する見解を得るため、単純なシミュレーションにより多くの分析を提示した。この研究の目的は、CPUE データの精度を評価するものである。その結果によれば、およそ 20-30%のカバー率が適当とされた。科学技術者が収集する付随的な情報を考えれば、これは重要な計画と考えられ、可能な限り非加盟国まで拡大して、幅広く全ての船団をカバーすべきである。この計画の目的としては、CPUE の傾向を改良・検証するために、延縄漁業を特に重要視する必要がある。また、オブザーバカバー率を非加盟国も含めて拡大することは、これまで監視されなかったこれら漁業の構成要素を評価する多くの指針を提供するであろう。

従来の標識プログラム

根拠：資源評価モデルはある程度漁業に依存し、漁獲による対比ができる状況下でうまく機能するものである。シミュレーションによる研究では、正確に豊度の動向を推定するための漁獲に依存する資源評価手法の能力には、特に、資源の回復期に限界があることが示められている（なぜなら、漁獲は資源増加の主要な説明要素ではないからである。）。換言すれば、減少中の資源は、増加中の資源よりも正確に推定される傾向があり、特に信頼性

の低い資源豊度指数がある場合や、絶対量の推定が全くない場合にそうである。したがって、パネルは、1990年代に行われたような標識放流は、自然及び漁獲死亡係数に関する重要な追加的な情報を提示することができ、資源サイズの変化を推定するための能力を改善すると考えている。そうした標識の再捕率に関する年齢と関連した情報は、他の豊度指数とは比較的に独立であるので重要になる。

混合率に関する仮説の問題を最小にするために、パネルは、標識放流は地理的に広範囲で行われることを推奨する。加えて、報告率の正確な推定のために、この SRP の構成要素は、適切なオブザーバカバー率と関連付けるべきである。

ミナミマグロ保存委員会外部科学者による、科学的漁獲コンポーネントを含むミナミマグロ科学調査プログラムの開発

序論

委員会の締約国は、外部科学者諮問パネルが、ミナミマグロ科学調査プログラム（SRP）を立案することに合意した。SRPは、全ての将来の資源評価を実施するため、改善されたデータ及び情報を提示することによって、資源評価を改善し、また管理戦略／手続きを開発するためにCCSBTに導入された近年のイニシアティブを補足するものである。第1段階で、SRPは、プログラムの効果が、将来の調査要件を考慮して検討された以降、2年間（2001－2002年）実施される。

科学調査プログラムの結果は、条約に概説されているように、委員会の目的であるミナミマグロの保存及び最適利用を達成するため、また、2020年までに1980年レベルの親魚バイオマスを回復するという現在の合意された管理目的に適うように、委員会の能力を改善し、将来のTACを設定することを期待されている。科学的漁獲調査（SFC）を構成要素とするSRPの全体的な目的は、委員会によって行われた資源評価における不確実性のレベルを減少するため、統計学的に重要なデータを示すこと、及び更なる調査の方向性を特定することである。

SRPは、各年、1500トンまでの漁獲コンポーネントを含めることができる。SRPに利用される年間漁獲量は、国別漁獲量とは別の漁獲量となり、また、委員会によって管理される。3締約国は、検討し、また、時宜を得た方法で、調査活動を資金繰りする公平な手段を考案しなければならない。

SRPの立案において、可能性のある改善点を、資源評価の3つの基本的な入力構成要素のどこに見出すか検討すべきである。

1. 基本的漁業データ（例えば、サイズ及び年齢分布）
2. ミナミマグロの生物学的パラメータ（例えば、自然死亡率、成熟年齢、成長率、体長／体重関係、資源構造、空間力学）、及び
3. 資源豊度の絶対的及び／又は相対的な測定（例えば、CPUE、漁業独立調査、標識放流試験）

この提案は、外部科学者が、各国の科学者、行政官及び業界との協議の後に、SRPを開発するためのものである。参加している外部科学者は、2000年11月に委員会の各国科学者と伴に会議に参加することを求められ、SRPを議論し、また、プログラムの科学的な構成要素と同様に、全体的なプログラムのデザイン、内容及び可能性のある目的に関連する情報を聴取する。

外部科学者は、協力的な作業手順を開発し、また、適当であれば、締約国間における周知及び科学委員会での討議のために、2001年2月中旬に、事務局に草案を提出する前の12月か又は1月に、彼らの都合において、別の会合を召集することを奨励される。外部科学者は、SRPの開発において、各国の科学者及び他の外部科学者を含む他の科学者から、情報を求めることができる。事務局は、締約国間の他の情報源から外部科学者に提示された全てのコメントを回章する。外部科学者は、仮に彼らから要求があれば、個人的に追加的な情報を提出することができる。

付託事項

提案されたSRPに関する報告書は、適切な検討に付されなければならない、しかも、以下のものに限定されない。

- ・SRPが取り扱う委員会の資源評価における主要な不確実性の確認、及び選択の基礎。
- ・個々の調査サブプログラム、及びそれらが取り扱う不確実性の確認及び評価。
- ・SRPの各構成要素のための必要条件の報告。
- ・最初の年で得られる結果に基づく改訂手続き。
- ・2年間の終わりにおけるSRPの評価基準及びプロセス。

SRPの個々の調査プロジェクトは、以下のような適切な検討に付されなければならない、しかも、それに限定されない。

- ・調査／試験計画
- ・サンプル規模の必要条件を含む収集されるデータ
- ・データを分析するために提案された方法、及び、適切な場合には、期待される精度のレベル（すなわち、CVs）
- ・その結果がどの様に資源評価に統合され、また、それらがどの様にそのプロセスに貢献するか。
- ・資源及び実行の必要条件（海域、期間、データ収集手続き、船団展開条件等）
- ・適切であれば、必要な漁獲量及び漁獲尾数の見積もり（例えば、漁獲及び／又は標識放流）
- ・オブザーバーの捕捉レベルを含む証明手続き
- ・現場調査及びデータ収集構成要素を実施するために求められる人材
- ・結果の分析及びピアレビューのための手続き（例えば、作業部会）

外部科学者、各国の科学者、行政官及び業界は、各年／期間の終わりに会合を持ち、進捗状況をレビューし、また必要と思われる変更点を実施する勧告に関する報告書を委員会に提出する。

報告

外部科学者は、締約国間で早急な周知のため、また2001年3月に開催される科学委員会での議論のため、2001年2月中旬までに、CCSBT事務局に、彼らの報告書の草案を提出する。

科学委員会へ提出する外部科学者の報告において、外部科学者は、全会一致で合意された報告を科学委員会に提示することに努力する。

決定手続き

外部科学者の報告が、科学委員会で議論される場合、その報告書の委員会への提出に関連する、以下の意思決定手続きが適用される。

(a) 仮に、外部科学者が、科学委員会に全会一致の報告書を提示するか、又は4対1の多数決で採択され報告書を提示する場合、

(i) 科学委員会のメンバー、外部科学者は、その報告が科学委員会の報告書として委員会に送

られるように、討議の後、その報告書又は修正報告書において合意に達するようにしなければならない。

(ii) 仮に、科学委員会のメンバー及び外部科学者間で合意が得られない場合、その時は、外部科学者の全会一致の報告書又は多数決の報告書が、おそらく異議の選択肢を添付した科学委員会の報告書として、委員会に提出される。

(b) 仮に、外部科学者が (a) の状況以外の報告書を提示した場合、

(i) 科学委員会のメンバー及び外部科学者は、科学委員会の報告書として委員会に送るよう
に、報告書において合意に達するようにしなければならない。

(ii) 仮に、科学委員会で合意に達しない場合、その時は、IATTC 及び ICCAT の科学委員会に、外部科学者に与えられた付託事項に従って、SRP 報告書の最終的な内容を検査し、決定することを依頼する。SRP の作業を実行する科学委員会のメンバーである C C S B T 締約国の国民は、その作業に参加すべきでない。その後、その関連する科学委員会の報告書は、みなみまぐろ保存委員会の科学委員会の報告書として委員会に提示される。

以上の手続きに従って提示された科学委員会の報告は、SRP に関する最終的な決定のため、委員会での討議に付される。仮に、委員会が、合意に達しない場合、科学委員会から提示された報告書が、委員会の決定になる。

CCSBT の枠組み内における調査死亡割当量 (RMA)

締約国が、その保存及び最適利用のために、ミナミマグロ (SBT) の生物学的見識、資源状況及び生態学的な見識を改善することは必要不可欠である。そのような情報の収集を促進するために、「調査死亡割当量 (RMA)」を創設することが適切である。

RMA を利用することができる科学調査活動の指針は以下のとおりである。

1. 以下のように、「商業的な操業」を含まない調査活動
 - (1) 科学調査船 (例えば、照洋丸) による幼生及び若齢魚の採取
 - (2) ケージ又は音波探知での TS 測定のような調査によって捕獲された魚
2. 以下のような、ミナミマグロを漁獲することを目的としない調査活動での偶発的な死亡
 - (1) 標識放流調査 (標識活動の間に死亡した魚)
 - (2) 音響調査を実施中に、種の確認のために捕獲された魚
3. 限られた調査スケールによるフィージビリティ調査研究
フルスケールの計画を立案する基礎を作るための研究

RMAの総合計は、毎年10トンを超えてはならず、また、合意されたCCSBT科学調査計画の一部を成すものである。

RMAを利用する締約国は、調査活動実施前の検討に付するため、その目的及び予想される調査死亡量のレベルを、委員会を通じて全ての締約国に提示する。

締約国は、調査活動の結果、捕獲された正確な魚の数及びサイズに関する報告を科学委員会に提示する。